文部時報

第891号

1951年11月号

◇目次◇

文部省生活五十年の思い出……保科孝一……六二
工業教育研究集会の成果……小川修三……二五
教育委員会制度協議会の経過—報告Ⅲ—……今村武俊……三二
教育用品の規格……石川高稔……四八

講和と教育……日高第四郎……二
政治・教育・国民……伊藤昇……一〇
六三三制をおいかけて……古川原……一六

義務教育とその年限延長……ジャン・ドウビエス……五四
◇公民館施設の設計資料◇……池田伝蔵……三八
教育論調——七・八・九月の新聞——……五七
昭和二十七年度大学短期大学専門学校等入学者選抜方法の解説……七〇
安全教育の一資料……八九　法令告示事項……九〇
文部省重要通達事項一覧表……九六　編集後記……九六

充実しつつある教育施設

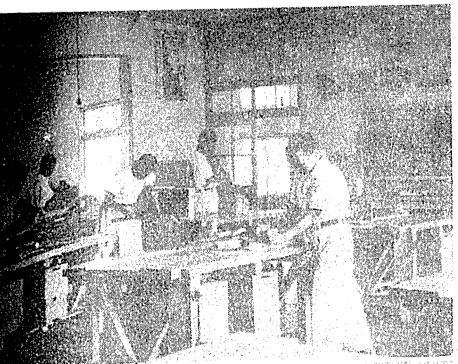

工作室
……静岡県富士川中学校

同上……廊下の一部

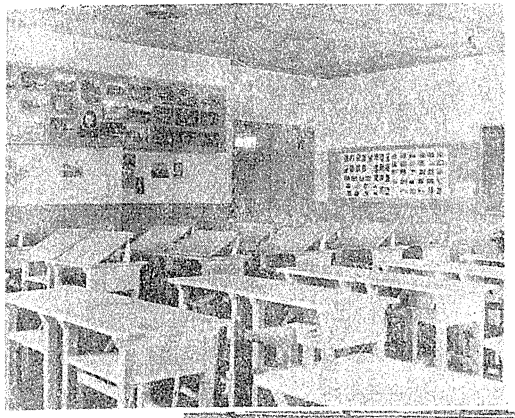

圖画室
……北海道中川郡
深美中学校

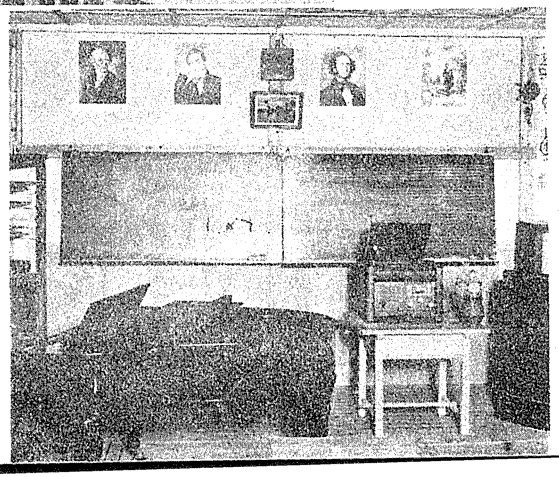

音樂室
……和歌山県貴志中学校

…校は静岡県富士川
…学校の講堂正面

…真の解説は9ページに
あります……◆

文部省生活五十年の思い出

保科孝一

◇……一……◇

わたしが東京帝大を卒業したのが、明治三十年七月で、その翌年二月に文部省の嘱託となり、図書課の仕事を命ぜられた。その後今日まで五十五年間継続し、その間一度も中絶したことがなかった。五十余年にわたる文部省における思い出の数々、一朝一夕には語りつくせないものである。

わたしの嘱託になった明治三十一年二月当時の文部大臣は西園寺侯であったが、その後今日まで送迎した大臣の数は、五十余名の多きに上っている。明治四年はじめて文部卿に任ぜられたのは大木喬任で、その後木戸孝允・西郷従道・寺島宗則・河野敏謙・福岡孝悌がその職についたが、明治十八年内閣制が実施され、文部卿が文部大臣に改まり、初代の文部大臣は森有礼で、その後の大臣を列挙して見ると、

大山巌　榎本武揚　芳川顯正　井上毅　西園寺公望　峰須賀茂昭　浜尾新　外山正一　尾崎行雄　犬養毅　樺山資紀　松田正久　菊池大麓　児玉源太郎　久保田譲　桂太郎　牧野伸顕　小松原英太郎　長谷場純孝　柴田家門　奥田義人　大岡育造　一木喜徳郎　高田早苗　岡田良平　中橋徳五郎　鎌田栄吉　岡野敬次郎　江木千之　三土忠造　水野錬太郎　勝田主計　小橋一太　田中隆三　鳩山一郎　斎藤実　松田源治　川崎卓吉　潮恵之輔　平生釟三郎　林銑十郎　安井英二　木戸幸一　荒木貞夫　河原田稼吉　松浦鎮次郎　橋田邦彦　東条英機　岡部長景　二宮治重　児玉秀雄　大田耕造　松村謙三　前田多門　安倍能成　田中耕太郎　高橋誠一郎　片山哲　森戸辰男　吉田茂　下条康麿　高瀬荘太郎　天野貞祐

の諸相である。このうち兼任の大臣は、大山巌・芳川顯正・児玉源太郎・桂太郎・牧野伸顕・犬養毅・斎藤実・潮恵之輔・林銑十郎・東条英機・松村謙三・片山哲・吉田茂の諸相である。また大木・西園寺の両相は三回、芳川・牧野・岡田の三相は二回その職に就かれている。

◇……二……◇

以上歴代の文相について見ると、多くは伴食で、内閣構成の都合上、文相の地位にすえられたもので、文教に対して経験もなく抱負もない人が多かった。ことに海陸軍の将軍がしばしば文相の地位に置かれたことは、まったく御都合主義によったもので、つまり文教が軽視された結果にほかならない。もっとも以上の文相中閣内に重きをなしたのは、大木・尾崎・西園寺の三相であろう。大木伯は明治四年文部省設置とともに文部卿となり、その翌五年はじめて学制が発布せられ、その実施に専心努力された。また明治二十三年十月三十日教育勅語を御下賜になったについても、大木伯の功に帰すべきものが多いと聞いている。

つぎに、尾崎文相は板隈内閣の重鎮で、伴食ではなかった。伴食でない証拠には、在職中三百万円の増額予算を一挙に獲得したこと、これはこれまでの大臣の企て及ばないものであった。伴食の悲しさで、閣議で一人前の口もきけない人が多かったのに、尾崎文相は板隈両公と対等の力を有し、閣議においても、つねに重きをなしていた。つぎに、児玉兼文相があらたに百万円の増額予算を要求されたとき、予算閣議では、主務大臣の説明を要するで、児玉文相にこれを求めたところ、自分は兼任文相であるから、説明ができないといわれる。主務大臣の説明がなくしては、これを認めることができないから、それでは次官を呼んで説明させようとすると、自分は大臣である、大臣をさしおいて次官を呼ぶとは、何事だ、自分を侮辱するものであるから、辞職するといって席をたたれたので、まあまあと引き止め、説明なくして予算をそのまゝ通過させた。児玉文相の行動は横車を押すもので、いささか穏かでないきらいがあるが、文相としてのこの行動は、伴食のそしりをよそに、おおいに気炎を吐かれたもので、われ〳〵文部省にあるものが、思わず痛快を叫んだのであつた。文相としては、このくらいの行動を平気でなしうる人であってほしいものである。

西園寺文相はフランスじこみの新思想の下に、文教をもりたてようとされ、就任早早世界主義の宣伝に努められた。これまで高等学校の第一外国語が英語であったのを、ドイツ語に改められたが、これは教育界に大きなショックを与え、これまでウツラウツラ眠っていた教育界が、急に目ざめて活動しはじめたのである。これまでの文部省は古い型の人が、次官や局長の地位を占めていた。文部省初代の次官が江藤新平、それから

田中不二麿　九鬼隆一　辻新次　久保田譲　牧野伸顕　都築馨六　菊地大麓　小山健三　柏田盛文　奥田義人

というような顔振れであって、ただ昔ながらの伝統を継承しているに過ぎなかったから、教育界ははなはだしく沈滞して活気に乏しく、他に比してとかく遅れがちであった。ところが、これに活を入れて、長夜のねむりを破ったのが、実に西園寺文相その人であった。

◇……三……◇

西園寺文相によってねむりを破られた文部省は、まず局長に新人を迎えた。明治三

十二年上田万年を専門学務局長に、沢柳政太郎を普通学務局長に、岡田良平を参事官にあげ、奥田義人を次官に任じてこれを統督させた。大臣は樺山海軍大将であったが、これは虚位を擁するのみで、万事は次官以下に一任された。上田局長は三十二歳、沢柳局長と岡田参事官は三十三四歳で、いずれも英気ハツラツの働き盛り、上田局長には田所参事官、沢柳局長には松村参事官を補佐役に配し、これらのグループで、文政を切り盛りしたから、事務の能率もすばらしく向上するようになった。上田・沢柳・岡田の三人は専門はそれぞれ違うが、同時代の文科出身の名コンビ、それに奥田次官の卓絶した政見と手腕によって、これを統率したから、いつも和気アイ〳〵で、たがいに相より相助けて仕事を進められた。都築次官と嘉納普通学務局長が、たえず意見の衝突を来たし、事務の渋滞を見たようなことは、奥田次官時代にはたえてなかった。これまでの文部省は、民間の意見を取り上げるようなことは、たえてなかったが、奥田次官はこゝに着目して、文政の革新をはかられた。その第一のあらわれは、明治三十三年八月新小学校令の発布であった。明治二十七八年日清戦役後、戦後経営の対策として、国語国字の簡素化が叫ばれ、全国の新聞までがこぞってその促進を唱えた。沢柳局長はかねてから、国語国字整理の必要を痛感しておられたから、まずこれに対する民声を取り上げようとして、小学校令の改正に着手されたのである。新小学校令では、国語科を話し方・読み方・つづり方および書き方の四分科に分ち、各分科について、それぞれ合理的かつ組織的に研究指導する方針が立てられた。なお学習の負担を軽減するため、小学校で教授する漢字をだいたい一千二百余字に制限し、これまで変体がなが勝手に使用されていたのを改めて、その字体を統一し、字音のかなづかいを発音通りに整理して簡易化をはかった。しかして、これを明治三十四年四月から実施したが、これはおそらく明治五年学制発布以来の大革新で、その後わが国の国民教育が年とともに急速に進歩するようになったのは、まったく奥田・上田・岡田・沢柳の名コンビの功績といわざるを得ない。

明治三十四年四月から、あらたに採用された国語読本を見ると、従来のものに比して、まったく面目を一新している。その要点をあげて見ると、これまでの国語読本に比べると、口語文の教材が多量に採収されたことである。明治二十年ごろから、言文一致の運動が起り、小説にも取り上げられてきたが、日清戦役後その運動がにわかに活発化し、国民運動とも見られるまでに発展してきたので、文部省はこれに対する調査機関設置の対策を練りはじめるとともに新国語読本にも、口語教材を豊富に採取して、民論に答えたのである。なおこれまで教育用漢字が無制限であったため、教育上一定の方針を立てることができなくて、指導上の不便が少なくなかったので、新小学校令では、これを一千二百余字に制限した。また字音かなづかいは漢学の宿儒といえども、たゞしくは使いこなせないものである。様はヤウ、用はヨウ、要はエウ、葉はエフと書きわけることは容易でない。口では万葉集と呼びながら、これをマンエフシフと書くことのできる人は、専門の学者以外にはあまりなかろう。しかるに、これを

発音どおりヨーと一律に書いてよいことになったから、学習上の負担がいちじるしく軽減されることになったわけである。

◇……四……◇

要するに、以上のような一大革新も、文部省の陣容があらたになってはじめてできたのである。明治三十年ごろから、文部省の高等官に帝大出身の人が任ぜられるようになり、自然文政が活気を帯びてきた。その当時高等官といっても、次官以下二十名内外に過ぎないものであった。専門局に局長と参事官一名、普通局も同様、会計課長・秘書課長・文書課長・図書課長・建築課長その他視学官数名、図書編集官一名、建築技師一名、秘書官等であったから、省内では高等官がなか〳〵幅がきいたものである。正門のところに門衛の詰所があって、制服制帽の門衛がひかえていた。判任官に対しては、すわったまゝ挙手、高等官に対しては起立して挙手、局長以上には詰所から外へ出て挙手するのが定例になっていた。もしこれをあやまると、首になるおそれがあるから、門衛は見あやまるまいと、一所懸命に注視しているのは、すこし気の毒な感じがした。当時高等官の品位を保つことがきわめて厳重で、しかも必要と考えられていたので、大臣や次官は馬車、局長はかゝえ車ときまっていた。わたしは嘱託であったが、大学出身の嘱託はあまりなかったので、高等官待遇であった。その代り、雨の降るとき、泥ぐつで歩いてくるのは、高等官の品位を損するものであるから、必ず帳場ぐるまで登庁しろ、退庁もまた同様というので、往復とも帳場ぐるまであった。そのころ市が谷見附のところに住んでいたので家から文部省まで二十銭、午後四時になると、迎えの車が来る。守衛がわたしのへやへ来てお迎えの車が参りましたという。その車に乗って帰ってくると、車夫がばかに大きな声で「お帰り」と叫ぶ。お屋敷で玄関でもあれば、そう叫ばれて、意気揚々たるものであったろうが、なにしろ屋賃二円の長屋住いであるから、いかに心臓の強いわが輩も、身のちぢむ思いがするのであった。それでは、文部省からその品位に相当するだけのお手当を頂戴していたかというと、驚くなかれ、月二十五円であった。これでよくも帳場ぐるまで往復することができたものと、まったく夢のような話。

わたしの嘱託になったころ、文部省に出省する高等官は、わずか十七八名で、高等官食堂では、大臣・次官・局長という順で、任官の遅速によって席次が定まっていた。その文部高等官の席と相並んで、省外高等官の席が設けられていた。わたしは帝大出身というので、特に高等官食堂に出入することが許され、省外高等官の席に着くのであった。その席には用事があって出省された山川帝大総長、嘉納高師校長あるいは、直轄学校長などがよく見えた。そのころ食堂の弁当は多賀羅亭の洋食か、勉吉の牛なべ、いずれも二十五銭、大臣だけは五十銭で洋食三皿であった。当時さすが文部省だけあって豪華なもの、大学の史料編纂掛で食事するとき、高等官の弁当は八銭、判任官のは四銭であった。わたしは明治三十年七月帝大を卒業すると、助手を拝命、年俸弐百円を頂戴した。ところが、月十六円六十六銭では、生活に余裕があって、ちょっと使い切れなかった。大学に往復するのに、乗るものがないので、往復ともテク

テク歩くから、車賃は一文もいらない。喫茶店などはまだなかったから、お茶をのむこともない。わたしはタバコものまなかったが、そのころピンヘットやオールドゴールドが五銭くらいなもので、のむにしても大した負担にはならない。であるから、月二十五円の嘱託でも、文部高等官としてその品位を保つこともできたのである。

◇……五……◇

明治三十四年四月から、新小学校令が実施になり、それによって教科書がすべてあたらしく編成された。その新教科書は文部省の検定を受けなければならなかった。新小学校令の発布されたのが、明治三十三年八月で、その翌年四月から実施されたのであるから、年内に新教科書を編成しなければ、間に合わない。文部省でも、十二月末日まで検定を願い出なければ、その以後は受けつけないと発表した。しかし、わずか半年でかく大幅に改革された小学校令によって、あらたに教科書を編成することは、実に至難の業である。そこで、各書店でもあらゆる無理算段をして作り上げ、期日まで間に合せようとしたから、十二月の末日にドッと検定出願が出てきた。ところが、文部省の検定官はわずか数名である。しかも二月いっぱいくらいに検定がすまなければ、四月から採用する審査に間に合わない。わずか数名の検定官の手で、山と積まれた新教科書を、一々検閲することは、人間わざではできない相談である。書店としては、文部省にどういう事情があろうとも、一日もはやく検定をおろしてもらわなければならないから、検定官を抱き込む非常手段を取るようになり、その結果疑獄事件をまき起すことになった。書店としては、検定ずみの教科書を各府県に送り、その採否を決定してもらわなければならないが、これも尋常の手段では、事が運ばないから、自然そでの下をということになって疑獄の範囲が全国にひろがった。これが文部省としては、前代未聞の教科書事件である。この事件を引き起した贈賄・収賄といっても、今日から見れば、微罪不検挙といった程度のもの。贈賄の金高は二十円程度のものであったらしく、たゞひとりある県知事が二百円収賄したのが、特に目立っていた。百円・五十円というのも二三あったようだが、多くは羽二重一反か金二十円という程度のものであった。なにしろ各府県にわたって起った事件であるから、政治上の重大な問題になった。今日とちがって、道義心が重きを置かれていた時代で、衆議院議長星亨が取引所事件で、金時計をもらったといううわさが立っただけで、別に明確な証拠もないのに、除名されてしまった。後藤農商務大臣と斎藤次官も、この事件で収賄のうわさがたったので、辞職しなければならなくなった。つまり、収賄の事実がなくとも、そのうわさが立てられるということが、不徳のいたすところ、安閑としてその地位にあるべきでないというので右のような始末になったのである。たとえ羽二重一反でも、官紀にそむいて収得したということが、重大な問題になったのは、当時においては当然なことであった。当時ある書店から二十円もらったのを、収賄として検挙された人があったが、それは収賄ではない、原稿料であると弁解したところ、一ページ五十銭の原稿料は法外であるから、収賄と認めるというので、ついに有罪となったことがある。今日から見ると、これはいさゝか行き過ぎの感があるが、とにかくいかに道義心が社会的に重きを置かれていたかを知ることができよう。

政府もこの教科書事件を重大視し、検定制度に無理があるために生じたのであるから、この制度を廃止し、いっさいの教科書を国家で編修しようということになって、明治三十七年から、国定制度が採用されて、今日に至ったが、いまや時勢の推移と変転は、国定制度の必要を認めなくなったので、これを廃止して、ふたたび検定制度が復活したのである。

◇……六……◇

さきに述べたとおり、奥田次官・上田専門学務局長・沢柳普通学務局長・岡田参事官が相協力して、文政の発展と刷新に勇往直進したときが、文部省のもっとも隆盛な時代で、教育の実績が急速に上昇した。上田・沢柳および岡田は大学が同時代で、きわめて親しい間柄であったので、つねに協力して文教の発展に努めたが、三人の性格がそれぞれ特徴を有し、時に相いれないこともあった。上田・沢柳両博士が国語問題については、つねに同調しておられたが、岡田氏は両博士とは、この問題に対して、相当異った意見を有しておられた。沢柳博士の断行された新小学校令における新字音かなづかいを、いよ〳〵実行して見ると、国語のかなづかいが、旧のとおりであるために、字音と国語の区別の不明なものがあって、そのいずれに従ってよいかに迷うことがあり、指導上はなはだしく困難を感ずることが多かった。ゆえに、国語のかなづかいも、字音とおなじように改正してもらいたいというのが、教育界一般の熱烈な要求であったので、文部省では早速その改定案を作成し、これを高等教育会議に諮問したところ、大多数をもって通過したが、その際岡田参事官が極力反対し、白仁普通学務局長、真野実業学務局長およびその他二三の人が、岡田参事官に同調しただけで、ついに敗れてしまった。岡田参事官はこの会議で破れたものの、そのまゝあきらめて引くような人でない。貴族院の研究会で当時相当な勢力を有しておられたのを利用して、ここへかなづかい改正の反対運動を持ち込み、さらに枢密院へも手をのばして、政治問題にでっち上げられた。こうなると、文相だけの手で解決することが困難になり、窮地に立たれるようになった。ところが、牧野文相は薩摩で取って置きの人物、薩摩の元老がだん〳〵世を去って、内閣を組織しうる人物は、牧野文相をおいて他にない。しかるに、いまこれをかなづかい問題などで失敗させては大変、お家の一大事とばかりに、元老連が非常に心配して西園寺首相にその善処を促がされた。西園寺首相も種々考慮の末、臨時仮名遣調査会を組織し、菊池大麓博士を会長に、松平正直・浅田徳則・小牧昌業・山川健次郎・岡部長職・曾我祐準・岡野敬次郎・矢野文雄・小松謙次郎・井上哲次郎・上田万年・鎌田栄吉・伊沢修二・横井時雄・江原素六・島田三郎・森鷗外・大槻文彦・芳賀矢一・藤岡好古らの諸氏を委員にあげ、改定の可否を研究しはじめた。改定の賛成論者は大槻・芳賀の両博士、反対論者は森鷗外・藤岡好古の両氏、他の委員はまだ意見を陳述するに及ばずして、西園寺内閣が倒れ、桂内閣がこれに代ったので、臨時仮名遣調査会も、会

を開くことわずか五回にして廃止になった。桂内閣の文相は小松原英太郎、次官は岡田良平氏であって、組閣後まもなく、すなわち明治四十一年九月小学校令における字音がなづかい表を削除した。その結果、明治三十四年四月以来実施されてきた字音のかなづかいが旧に復してしまったのである。こうなると、教科書もまた改定しなければならず、教育の指導上一大混乱を生ずるので、文部省に対する非難の声ゴー〳〵たるものがあった。ことに上田・沢柳両博士は、岡田のために面目をつぶされたとして、大いに憤慨された。これには岡田次官も少々弱られたようであるが、是が非でも強引に押し通すのが、岡田氏の性格であるから、このくらいのことで後退されるようなことはない。岡田氏の我の強いこの性格が、しばしば人と衝突したのは当然である。久保田文相の下で次官であったとき、大臣とことごとに衝突し、行きづまってしまうと、大臣はついに業をにやし、「おれは大臣だッ」とどなられる。さすが強引の次官もそのまま引き下がられるのが例であった。しかし、毎日こんな調子では、事務が渋滞するばかりであるから、ついに岡田次官の引退を見るの止むなきに至った。またあるとき、山川帝大総長が所管事務につき、岡田文相の了解を求めに訪問されたとき、文相はその案に極力反対された。総長は辞を尽して、その必要を説かれたが、文相はあくまで反対されるので、ついに山川総長が憤慨し、「そんなことで、大臣がつとまりますか。」とどなられると、文相も負けてはおらず、「そんなことで総長がつとまりますか。」とやり返された。その席にいた山崎会計課長がうまく取りなして、さいわい事なきをえたのであった。岡田文相は我がつよく、妥協性の乏しい人であったから公私ともに人と衝突することが多かった。かなづかいの改定につき、貴族院や枢密院を動かして、これを阻止しようとされたとき、山川総長が「あれはまったく岡田のわるいくせです。自分が文部省の責任ある地位にありながら、文部省の提出した議案が大多数をもって通過したのに対して、在職のまま政治的に阻止しようとすることは、官紀を乱すもので、まことにけしからんことです。」と大いに憤慨してわたしに話されたことがある。これはまことにそのとおりであると思われる。

◇……七……◇

原内閣のとき、数千万円に上る高等教育機関の大拡張が行われ、文部省の各部機関も、それに伴って大きくなった。高等官の数もにわかに増加し、赤間信義・木村正義・菊池豊三郎・河原春作・沢田源一・窪田治輔の諸氏が本省に転勤されたが、山崎達之輔・粟屋謙・武部欽一の諸氏は、これよりすこし前に来任された。視学官―督学官の数もにわかに増加し、高等学校長や高等専門学校長の候補者として養成された。図書課も図書局に昇格し、図書の編修にたずさわる高等官も多くなった。各局も二課あるいは三課から成り立ち、課長はすべて高等官であったから、明治三十年代における局長一名参事官一名というさびしさに比べると、非常な発展で、高等官食堂も数十名を数えるにぎやかさになった。

さきに述べたとおり、むかしの高等官食堂は、省内高等官食卓と、省外高等官食卓と、二列になっていたが、中橋文相はこれは官僚的でおもしろくないから、小食卓をたくさん並べ、それには身分を問わず、だれでも自由に着席することに改められた。こうすれば、意志の疎通もできるし、事務の打ち合せも、食事の間にすませうるから便利であるというのが、改正の建前であったが、これは省内の融和にも寄与するところすこぶる大きいものであった。高等官の数が数十名の多きに上り、廊下で顔を合せることがあっても、その人を知る機会がなかったが、小食卓に変ってからは、一卓につくのが五六人であり、そのうちに大臣や次官も交じることがある。しかも、身分にかかわりなく、心おきなく話すことができるので、その間に姓名や身分を知ることができるばかりでなく、食事中に事務上の打ち合せもできるし、いろ〳〵心おきなく質問することもできて、非常に便利であった。ことに話がはずむと、午後二時ごろまでも談笑し、南次官や田中文相などは、よくワイ談を飛ばして、食卓をにぎわされた。こうして談笑している間に、相互の性格もよくわかり、心おきなく交ることもできるようになった。これまでは、高等官でも大臣と話し合うことは、特別の場合のほかはできないのであった。内務省では大臣室に出入しうるのは次官だけで、局長といえども許されなかった。この格式を破ったのは原内相で、各局の書記官まで大臣室に呼んで事務上の詳細な報告を熱心に聞き取られたので、省内では非常な好評であった。ところが、文部省では、下っぱの高等官でも、大臣と食卓を同じくしてしたしく話し合うことができるようになったのであるから、いっそう民主化されたといってよい。これは現在の文部省においても、一日もはやく食堂を再開されるよう、切に希望してやまない。

◇……八……◇

わたしがはじめて登庁した文部省は、竹橋外にあって、かなり古い建物であった。総二階で建坪もあまり大きくなかった。もっとも当時は専門・普通の二局と秘書・会計・建築・文書・図書の五課であったから、それで大体収まっていたのである。会議の場合に利用された修文館という古い二階の建物が、独立して第二の玄関前にあった。そのうち機構もおいおい拡張され、ことに実業学務局が置かれてから、庁舎が狭くなってきたので、裏庭に二階のものが建てられた。また修文館が古くもなり、学校長会議の開催にはあまり狭くて不便なので、取りこわして、別に新修文館が本庁の面側に新築され、各種の会議に利用された。しかるに、大正十二年九月一日の大震火災で、本庁とともに焼失した。九月一日の午後三時ごろ新修文館の屋根に飛び火で燃えうつったが、この時だれかいて、竹ざおででもはたけば容易に消しとめることができたのであったが、地震とともに省内の人人はみなあわてふためいて退庁してしまい、小使ぐらいがすこし残っていたが、いずれもボウ然自失、屋根がくすぶり出したのを、別に消そうともせず、失神状態でながめていたので、ついに本省まで跡方もなく焼けてしまったのであった。

本省焼失後大塚の東京高師範学校の講堂に避難し、しばらくそこで事務を取っていたが、まもなく気象台と神田橋との間に仮庁舎ができた。こゝに数年不自由なバラック住いを過している中に、現在の庁舎が落成してこれに引移った。(未完)

文部省重要通達事項一覧表（昭和26.8.16—同9.15）

大臣官房

（人事課）

文人任	第205	在職職員中休職者等の調査について	9. 9	人事課長	国立学校長・所轄機関長
文人給	第173	国立学校における給与に調査について	8.18	〃	所轄機関庶務部長
〃	第197	研究所長および病院長の14級職格付について	8.23	〃	国立学校事務局長
〃	第199	本年10月2日における昇給について	9. 1	〃	国立学校長
〃	第199	本年10月2日における昇給について	9. 1	〃	本省局課長・国立学校長・所轄機関長
国人	第190	昭和26年度国家公務員に対する寒冷地手当および石炭手当の支給について	8.22	〃 会計課長	
〃	第189	人事院規則送付について	〃	〃	〃 〃 〃
〃	第191	人事院規則同細則の送付について	8.24	〃	〃 〃 〃
〃	第192	賃金および労賃支弁者に対する寒冷地手当および石炭手当相当額の支給について	8.29	〃 〃	〃 〃 〃
〃	第193	人事院規則10—2および人事院指令10—1の一部改正について	8.31	〃 〃	〃 〃 〃
〃	第188	人事院規則11—1・12—0の改正および人事防指令の送付について	8.20	〃	〃 〃 〃
〃	第194	人事防細則8—7—1の一部改正およびその取扱について	8.31	〃	〃 〃 〃
〃	第195	国家公務員試験の結果採用となつた者の人事院記録の取扱について	9.14	〃	〃 〃 〃
学人	第17	国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第5条の解釈について	8.21	〃	〃 〃 〃

編集後記

○お忙しいところを御執筆下さいました各位にまずもってお礼を申し上げます。

○六三三制の問題もこれで安定したというわけではないでありましょうが、いちおうは落ちつくところへおちついた感があります。

○しかし、六三三制問題についての主張はこれからもしばしばくりかえされてしかるべきものでもあり、又状勢でもあるといえましょう。

○誌面の都合で本号に割愛した記事が二三ありますが、いずれも次号でよんでいただくつもりです。

○昭和二十七年度の大学の「入学者選抜方法の解説」はできれば前月号にと思ったのですが原稿完成の時期の関係で本号になったものです。

○十二号には本年の反省という意味で一九五一年をふりかえってみようと思います。

○いろ／＼の意味でことしは問題が多かったので、それはやがて来年の課題の暗示でもあるわけです。

MEJ8327

文部時報 十一月号
第八百九十一号
（定価六十五円 送費 四円）

昭和二十六年十一月五日印刷
昭和二十六年十一月十日発行

編集者 東京都千代田区麹町三の四 文部省調査普及局

発行者 東京都中央区銀座西七の一 株式会社帝国地方行政学会 代表者 大谷 保

印刷者 東京都立川市曙町三の五五 株式会社行政学会印刷所 代表者 藤木 外次

発行所 東京都中央区銀座西七の一 株式会社帝国地方行政学会 振替東京一〇〇〇〇

購読料
誌代 一か年 七百八拾円
送料 〃 四十八円
計 八百二十八円
ただし増大号の場合は別に代金を申しうけます。なお申し込みは直接発行所にお願いいたします。

文部時報

第892号

1951年12月号

1951年の回顧

教育行政改革問題の進展……二
教員構成と現職教育……上野芳太郎……八
義務教育無償はどれだけ実現したか…手塚卯津美……一五
一九五一年における文化学術の国際交流 I……大西一正……二一
一九五一年における婦人界のうごき……山室民子……二八
一九五一年・青少年問題の様相……駒田錦一……三五

◇教育時評◇

幼稚園の保健計画……飛田琴佐……四四
教育用品の規格 II……荷見秋次郎……六一
校舎の彩色とその教育的効果……石川高稔……四六
文部省生活五十年の思い出 II……木村俊夫……七四
コミュニティの事業となった学校造園……保科孝一……六六
世界各国の義務教育年限……W・ノーマン・ワンプラー……五九
文部省重要通達事項一覧表……四三
三原山爆発の記録—文部省学術映画《三原山》—……教育映画等審査月報No.1……九〇
編集後記……九五
……九六
……表紙とその二

三原山爆発の記録

文部省学術映画"三原山"

山は安永年間に大爆発をして
録をつづけてきたが，昭和25
16日に大爆発をはじめ，そ
時停止したが，ことし2月4
が大きな活動をはじめた。
省大学学術局学術課では，こ
な天然現象を詳細に記録に残
た現地に映画班を派遣して，
山"(The Eruption of
mo Ooshima, Izu in 1950～
いう学術映画を作った。これ
26年8月，ベルギーのブラッ
開かれた国際測地学地球物理
総会に送られ，多大の反響を
。
ならびにここにかかげた写真
映画の画面で，表紙は三原山
状態，ここにかかげた三つ
，1は山頂にできた溶岩湖
00度の溶岩が飛沫をあげてた
れているものすごい夜景。2
溶岩が沙漠地帯に向って川の
流れてゆく夜景。3は山腹で
った溶岩で，沙漠は約2平方
トルにわたって溶岩で埋め
。(星野 憶記)

の科学教育映画"火山三原
2巻)は昭和25年の噴火記録と
術映画とに取材して，解説，
音楽等をつけて編集したもの。

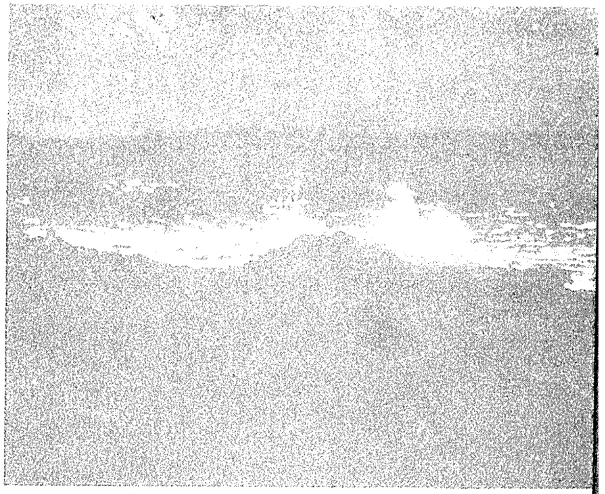

文部省生活五十年の思い出（Ⅱ）

保科孝一

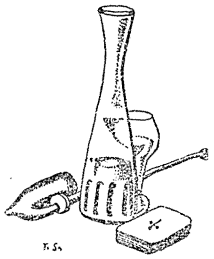

◇……九……◇

文部省には機密費もなければ、大臣の交際費もないから、他省に比べると、万事につけ不便極りないものであった。大臣や次官が、省外の人を招いて、一夕歓談されるような場合に、その費用の出どころがない。そこで、それをひねり出すために、いろいろの窮余の策を構ずるのだが、もとよりそんなもので追いつくわけがなく、大臣の俸給だけではやっていけないから、自然赤字が出るようになる。小松原文相はその赤字を埋めるため、九段上の邸宅を売却された。麹地（大麓）文相は克明に貯蓄された幾何教科書の印税参万円を文相在任中スッカリつかい果されたという話である。文部大臣と司法大臣は他の閣僚に比して割がわるいといわれていたのもこういう穴があったからだ。

ところが、文相として豪華的な躍動をして、他の閣僚を驚かされたのが中橋氏である。中橋氏は文相就任以来惜しみなく私財をばらまいて、万事派手に行動されるので、われ〳〵省内にいるものもお蔭で、肩身の広い思いがした。そのころ年末になると局長は局員を、大臣・次官は官房局課長を一夕招待して慰労の宴を催されるのが例であったが、中橋文相は随時これを催うして労をねぎらわれた。文展すなわち文部省主催の日本美術展覧会が上野で開催されたが、その役員、審査員、特選入賞者などを上野精養軒に招待して慰労された。これはこれまでかつてなかったことで、中橋文相によって始められたのだが、かような費用がもとより本省になかったから、中橋文相はいっさい私財でまかなわれた。ことにシンャペンから紅白ブドー酒まで整えられた豪華的なもの、これまでの文部省では、思いも及ばぬものであった。文部省で全国の高等女学校長会議を開催されたとき、出席者七百五十人の多きに上った。文相はこれを築地の精養軒に招待して慰労された。一人前二十

五円という豪華的な料理、そのころ帝国ホテルや東京会館で新婚紹介の宴会費が十五円というが一流どこの相場であったが、それが二十五円というのだからすばらしいもの、築地の精養軒でも、こんな豪華な宴会はまだ取扱ったことがないという。お客が七百五十人、それに文部省の局課長や関係員も参加して、約八百人という大宴会である。シャンペンから紅白ブドー酒、ビール、日本酒、サイダー、また葉巻から西洋タバコまでテーブルにズラリ並べられている。地方から来た校長たちなどは、まるで龍宮へでも行ったような心持であったと述懐していた。それもそのはず、シャンペンなどはその名を聞いていても、これを口にしたのは今がはじめて、なにか記念にもと西洋タバコ三本持って九州に帰ったという校長もあった。中橋文相はながく大阪商船会社の社長であったから、その資産も相当なもので、一夕二万円ぐらいの宴会費は、もとより問題にならなかったであろう。文相夫人は役人の月給ほど訳のわからないものはない、うちの大臣は朝から晩まで、すこしも休むひまもなく働きづめでありながら、月給というと、たゞの六百二十五円、これでは満足に人を御馳走することもできないではないか。商船会社へは、ときどき顔を出すだけで、毎月何万と来る。あまりに釣合が取れないように思うと笑っておられたことがある。中橋文相は在任中どのくらい私財を消費されたか知らないが、相当な額に上ったに相違ない。

◇……十……◇

以上のように豪華的な派手な生活をされた中橋文相の後をうけられた文相はずいぶん迷惑をされたように見える。中橋文相から鎌田栄吉・岡野敬次郎・江木千之・三土忠造・水野錬太郎・勝田主計・小橋一太・田中隆三・鳩山一郎という順序でかわっていったが、その後の大臣は大体地味な生活をされ、派手なところはあまり見られなかった。中橋文相が地方へ旅行されるときは、秘書課の属官やその他数名随行するし、これに護衛の警官も加わるから、一行は相当の人数になる。そのほかに護衛の壮士が二名ぐらい飛び込んでくる。これは無論護衛として頼んだのでなく、まったく風来のものであるから、同行を拒絶してもさしつかえないのだが、中橋文相はすこしも意に介せず、なすがまゝに任せ、旅館にも一行の一員として宿泊する。宿料は秘書官が一括して支払っていく。そうして帰路東京へ着くと、秘書官から御目録一封を壮士に与え、そのまゝ別れてしまうのである。本省からの随行員はもちろん正規の旅費日当は受けているのだが、汽車賃から宿料までいっさいまとめて、秘書官が支払うので、一文も使わずにすむ。であるから、大臣の随行をすると、外トウ一着ぐらい優にできるわけである。だから、随行希望者が多かったのも当然である。むかしは随行すると、外トウ一着できるというのが通念であった。というのは、随行者の宿料やいっさいの雑費は、上官が受持つのが習慣であったので、旅費の大半は残ったからである。わたしの郷里のある警部が、山県内務大臣の護衛に当てられていたが、大臣に随行して沖縄に行ったとき、往復の旅費日当八百余円支給された。ところが、山県内務大臣の威望はすばらしいもので、途中の汽車・汽船はロハである。旅宿やその他の雑費は、地方の歓迎費でまかな

われるので、八百円ソックリ残ったから、帰京後この金で中野で土地を買った。それが後世値上りして大きな財産になった。この男理財の才があったと見え、随行のたびに余った旅費で、安い土地や家屋を買いあつめて少からぬ資産を作った。むかしはこれが一般の慣例であったが、時勢の推移はこのような慣例はいつしかくずれて、中橋文相以後はあまり聞かないようである。

田中文相は大阪の藤田組に入社して、相当な資産を作られ、後辞して民政党に入り、まもなく幹部役に列せられた。浜口内閣の組織されたとき、選ばれて文部大臣に任ぜられた。田中文相はいわゆるシマリ屋で、なにかの場合、相当な寄付をなすべきときでも、うまく逃げてしまわれる。民政党に入ってから、党の発展にさほど力を尽されたわけでもないのに、幸運にも文部大臣として合閣に列せられたのであるから、資産の半分くらいは、党に寄付されるのが当然と見られていたのに、ビタ一文の寄付もされなかった。ところが、まことに不思議な現象は口やかましい党員中だれひとりこれを非難するものもなく、党費を寄付させようという議も起らず、大資産を擁して、一文もすりへらすことなく、優々と党生活をされていたことである。民政党幹部の人々も、これはまことに不可解なことで、結局人徳の致すところかなァと笑っておられた。麻布に堂々たる大邸宅を新築されていたが、門標は御長男の名前で、大臣の名前は出ていなかった。おそらく大臣の深謀遠慮により、この土地家屋は御長男の名前になっていたのかも知れない。大岡育造氏の文相に就任するや、新聞が筆をそろえて攻撃し、待合びたりをしているような人を文教の府に置くことは許しがたいものであると、非難攻撃ゴウゴウたるものがあったので、さすがの大岡文相もこれに堪えきれなくて、就任後一か月そこそこで辞職されたのである。しかるに、田中文相はその点もあえて人後に落ちないといわれていたにわゝわらず、新聞はもちろん世間一般から、なんらの非難を受けることなく、優々と在任された。これもまた不思議の一つで、やはり人徳のいたすところかなァと話題をにぎわしていた。

文部省で時折官房局課長以上の宴会が築地の錦水で開かれた。わたしはたゞの嘱託で、局課長以上の宴会などに列する資格がないのだが、大臣・次官・局課長といずれもしたしく話し合っていた関係から、いつとはなしにその仲間に入られることになっていた。あるとき本省の食堂で、勲三等以上に昇勲された人は、局課長以上を招待して一夕の宴を張ることにしようという話しがまとまったが、その後聞もなくこの宴会が例のとおり錦水で開かれたとき、田中文相も列席された。ちょうどその二三日前文相は勲一等に昇叙されたので、わたしは錦水の女将に大臣が勲一等になられたので、わたしたちを御馳走して下さるそうだから、いつが御都合がよいか伺ってごらんとけしかけた。女将は早速大臣の前にいって「おめでとうございます。いつ御視をなさるのかお日取を伺っておきましょう」とやると、さすがの大臣も錦水の女将に対してはおれは知らないともいえず、何日なら都合がよいといわれたので、そのとおり実行された。田中文相が自費で文部省の局課長以上を御馳走されたのが前後たゞこの一回のみであった。その際横山政務次官が杯を持ってわたしの席に来られ、「今夕はあなたのお蔭で大臣の御馳走になり、まことに愉快です。党でも大臣があまりシマリ屋なのでとかく申しております。まことに有りがとうございました」と笑って、杯をさし出されたことがあった。大臣に対してこんないたずらをすれば、無論即刻首になるわけだが、わたしがただの嘱託であり、別に悪る気があってのことではなく、ほんの罪のないいたずらであったから、そのまゝ問題にもならず、笑話ですんでしまった。わたしも勲二等に昇叙されたとき、この会を錦水で催したが、そのとき松田文相が君の招待だから他の会をすべて断って出席したよといって、愉快に歓談された。そのころ大臣・次官・局課長とこうした会がときどき催され、それに毎日高等官食堂で心おきなく歓談し、食間事務の打ち合せをしたり、意見の交換をしたりして、相互の意思がよく疎通していたから別にむずかしい問題も起らず、至極円満であった。ことに当時の政務次官添田敬一郎・作田高太郎・東郷実・山崎達之輔・野村嘉六・安藤正純・内崎作三郎・横山金太郎等の諸氏もよく食堂へ見えて、われわれと自由に歓談し、また酒宴の間、心おきなく話し合っていたので、自然意志も疎通し、交情も厚くなった。右の中すでに故人になった人もあるが、わたしはいまもなお旧のとおりしたしく交っている。

◇……十一……◇

文相としてはなばなしい業績を挙げられたのは、中橋文相をまず第一に推すべきであろう。ききに述べておいたが、中橋文相は就任間もなく高等教育機関の大拡張をはかられたが、これは文部省としてはまさに破天荒のことである。これまで文部省としては一挙に百万円以上の新事業はほとんど計画されたことがなかった。高等学校も第一から第八まで存在し、その後山口高等学校が新設されたまゝで、別段の拡張も見なかったが、中橋文相の高等教育機関拡張により、東京・水戸・山形・弘前・新潟・松本・静岡・姫路・松江・高知・松山・福岡・佐賀の各高等学校が新設され、なおそれと同時に、高等工業・高等商業・高等農業・高等鉱業の諸学校も、設置されたから、高等学校か高等専門学校の存在しない都道府県はまったくないという盛観を呈するようになった。これらの諸学校を新築されるに当り、中橋文相のとくに考慮されたことは、これまでわが国における大学をはじめ高等諸学校を見るに、校門から玄関に至るまでずいぶん広い敷地を擁しているが、これはまことに不経済な話しで、欧米においてはかような事はまったく見られない。よって新設学校にはこのむだを省こうというので、玄関と校門の距離を思い切って短縮された。そのもっともよい例は弘前高等学校で、その玄関がすぐ往来に面している。玄関と校門との間の距離を短縮して、それによって生じた余裕を運動場の方へまわせば、その利用価値がおおいに増すわけである。

つぎに、中橋文相の行政上における大きな業績は、公用文を口語化されたことである。大正十年四月一日省達により、自今省内いっさいの公用文は口語を採用することを司令された。その後大臣の諭告・視辞一弔詞・訓示等はいっさい口語文によられたが、当時はこれに対する非難や攻撃も少なくなかった。しかるに、今日では新憲法をはじめ、いっさいの公用文は、口語文に統一されるようになったが、そもそもその基を開

かれたのが、中橋文相その人であったのである。中橋文相が口語文の訓令を官報に掲載しようとされたとき、印刷局では、口語文の訓令を掲載した先例がないというので、これを突っ返してきた。わたしが文部省嘱託として、明治三十二年関西地方の小学校における国語教授の実況を視察し、これを文部省に報告したところ、沢柳普通学務局長がこの報告は、現在のわが小学校における国語教授の方法を改善する上にもっとも有力な参考資料になるからというので、官報に掲載されようとした。ところが、この報告が口語文であったので、口語文のものを官報に掲載した例がないというので断ってきた。しかし、個人の報告で公用文と見なすべきではないという沢柳局長の強力な主張によって、ついに掲載されたことがある。しかるに、中橋文相の口語の訓令はまぎれもない公用文であり、しかも訓令であるから、威信を保つ上から見ても、口語文では問題になるというので、掲載に難色があったが、再三交渉した結果、これを承認することになって掲載されたのが、つぎの文部省訓令第六号である。

曩古ノ戦争ガ止ンデ平和ガ回復シタノハ、世界人類ノ等シク祝福スル所デアル。然シテ欧米ノ各国ハ此ノ戦争ノ為ニ受ケタ創痍ヲ癒シテ国民生活ノ安定ト向上トヲ図ルニ最モ苦心シテ居ル。特ニ食料問題ニ就テハ何レモ戦後経営ノ一大方策トシテ、国ヲ挙ゲテ之ガ解決ニ努メテ居ルノデアル。

思フニ食料ノ問題ハ単純ナ時事問題トシテ見ルベキモノデナク、実ニ国運ノ消長ニ関スル永遠ノ事項デアルカラ、我国ニ於テモ、大ニ食料ノ増殖ヲ図ルト共ニ国民ヲシテ、雑穀甘藷其ノ他ノモノヲ常用ニ供スル良習慣ヲ養ハナケレバナラヌ。而シテ之ガ実行ニ就テハ、国民ノ自覚ト理解トニ依ル外ハナイ。随テ学校ノ内外ニ於ケル教育ノ力ニ俟ツモノガ頗ル多イノデアル。故ニ教育ノ任ニ当ル者ガ常ニ真摯ナ態度デ、此ノ問題ノ講究ニ勉メルコトハ勿論、之ニ関スル政府ノ施設及ビ学者ノ研究ノ結果ヲ会得シテ、之ヲ教授ノ実際ニ応用シ、学生生徒児童ヲシテ、食料問題ニ関スル理解ヲ得テ、混食代用食炊事ノ改良養鶏養豚及ビ果樹蔬菜ノ栽培等苟モ学校ニ於テ実行ノ出来ル事柄ハ直ニ実行シ之ガ家庭ニ及ボスコトガ最モ必要デアル。地方長官及ビ学校当事者ニ於テハ、能ク此ノ趣旨ヲ心得、之ガ実行ヲ促ガスト共ニ、進ンデ弘ク宣伝ニ努メ、国家ノ期待ニ副フコトヲ切ニ希フ所デアル。

右のような口語文の訓令が、その後数種発表されたが、その社会に及ぼした反響はすこぶる大なるのであって、鉄道各駅の掲示や、郵便局をはじめ、その他民衆相手のものは、急速に口語化しはじめた。これまで新聞は社会面だけに、口語記事が多少散見していたが、政治面はすべて文語文であった。ところが、口語文流行の大勢に押されて、その後まもなく新聞の政治面も口語化するようになった。時事新報は他に比して守旧的な新聞で、記事の口語化をきらっていた。しかし、おくればせに社会面を口語化しはじめた。しかし、政治面はあくまで文語文で固めていたが、ついに時代の大勢に抗しかねて、それもだん〳〵口語化した。ただ社説だけは文語文という建前でがん張っていたものの、これもまもなく落城して

主筆石河幹明氏が憤然としてその職を退いた。そのころ犬養民政党総裁が党の宣言を口語化して発表されたのは、すくなからず人目をひいた。

明治の末期から大正にかけて、口語文が急速に発展して来たが、中橋文相が公用文を口語化されてから、ますます普及して、出版書籍の大部分が口語文を採用するようになった。たゞ法律関係の著書と公用文とは、依然として文語文であったが、これは文章の威厳を保つためという旧式の思想に支配された結果に外ならない。中には口語文は車夫馬丁の書くもので、いやしくも士君子の筆にすべきものでないと高言してはばからない人もあったのだから、公用文の口語化については、反対の声がつねに絶えなかった。大正から昭和にかけて、口語文の一路発展の勢めざましく、ただわずかに公用文を除く外、一様に口語化するようになり、やがて口語文がわが国文の標準と認められるまでに発展した。終戦後は新憲法をはじめ、いっさいの公用文が口語化し、ある特殊なものの外は、文語文を見ることができなくなった。かくのごとき情勢をもたらしたのも、要するに、中橋文相の公用文口語化に努力された結果に外ならない。

なお中橋文相は大正十六年月臨時国語調査会を設置して、国語国字の整理に着手された。当時わが国の新聞に使用される漢字には一定の制限がなく、その取扱がすこぶる複雑で、これがため、多大の時間と労力を要するので、各新聞社はその経営上はなはだしく苦しんでいた。中橋文相ははやくもこれに着目して、十四新聞社の幹部十四名を調査会の委員に挙げ、まず漢字制限についてその調査を進めることとし、なお印刷業者・文芸評論家・専門学者・教育家および文芸作家等を委員に任じて、漢字の制限案作成に協力させられた。調査会は毎週一回午後五時から、文相官邸に会議を開き、熟心に調査審議を進め、やがて大正十二年六月常用漢字表一千九百六十字を選定してこれを発表した。東京・大阪の二十新聞社が連合してその年の九月一日からこの制限を紙上に実行すべきことを宣言し、着々その準備を進めていたが、不幸にしてその日関東大震火災に見舞われ、新聞社は焼失または破壊したので、実行不能に陥った。しかし、その後回復するに従って、各社ともおいおい紙上に漢字の制限を実行した。常用漢字表一千九百六十字は昭和六年六月修正を加えられて一千八百五十八字になり、さらに終戦後、新しい方針によって制限案が作成され、当用漢字表（一千八百五十字）と名づけて発表され、新憲法をはじめいっさいの公用文は、この当用漢字表を厳守することになった。各新聞社もまたこれに協力して漢字の制限を実行している。これまで五六千の漢字を無制限に使いなれてきた人人に取っては、当用漢字表のワクでしばられては、まことに窮屈な話で、これを喜ばない傾きもあるが、大局から見て、能率の推進上その利するところきわめて大なるものであるから、これを理解するに従い進んで漢字の制限に協力するようになるのはもとより当然である。漢字の制限は国策上に実に重大な問題であって、これをいよいよ実施する運びになったことは、国家のためまことに慶賀すべきことである。

◇……十二……◇

つぎに、文部省における一つの大きな事

件は、藏前の高等工業学校と大塚の高等師範学校の昇格問題である。藏前の高等工業学校がはやくから昇格の運動を起していたが、その中突如として工業学校の学生数百名が、麹町中六番町の中橋文相邸に押しかけ、昇格の要望を提出し、その返事を待って深更まで動かなかった。今日ではかような集団デモは別に珍しくもないが、そのころでは、一大事件として取扱われた。これに刺激されて東京高師も全校を挙げて昇格運動に乗り出した。校長をはじめ教授団は学校のデモ行動を未前に阻止しようと苦心したかいがあって、内では講堂に集って、朝から深更まで激越な言論をたゝかわし、外では各政党の幹部から、政府の大官を歴訪して、熱烈に昇格の急務を陳情するという程度で、デモ行動にまでは、発展しなかった。しかし、そのまゝにさしおけば日を追うてますます拡大し激越になってくるおそれがあるので、政府でもそのまゝ傍観することができなくなり、臨時教育調査会議を設け、平田伯を総裁として、解決の対策を審議することになった。ところが藏前の高工を大学とすることには、調査会議でもあまり異論はなかったが、東京高師は師範教育すなわち教員の養成を目的とする機関である。大学は学術の真理を究明するのが建前であるから、教員養成機関を大学に昇格することは意味をなさない、もし現在の高師が学術の研究上不十分なきらいがあれば、研究科を設けて教員の学力を向上させるようにすればよいではないかという意見が有力になり、委員として出席されていた嘉納校長もこれに賛意を表せられた。ところがこれを聞いた学生と卒業生は承知しない。高工が昇格するのに高師が研究科の設置でお茶を濁されたのではなんとしても我慢ができないから、あくまでたゝかわなければならないというので、校内の物情騒然として、以前よりもさらに激越になり、無事におさまりそうもなくなった。学生も卒業生も言うべきことはすべていゝつくしてしまったので、この上目的が達せられなければ進むべき途はたゞ一つという、はなはだ危険なせとぎわに追いつめられたわけである。原首相が東京駅で凶刃にたおれられ、高橋藏相が首相にすわられたが、かねて高橋首相の信用厚かった、三土忠造氏が選ばれて内閣書記官長となった。三土氏は高師出身であるから、母校の急を聞いて夜十二時ごろかけつけ、講堂に集りいきり立っている学生や卒業生に対し「よし引き受けた。おれに任せろ。」と大声で叫ばれると、いままで満堂騒然かなえの沸くような情景を呈していた講堂もピタリと鳴りをしずめ、万事三土書記官長に一任することになった。さすが一大事件を引き受けた三土官長は文部当局と熟議して高師を昇格させることになった。若溪出身のものは師範大学説を熱心に主張したが、文部省はこれを承認しない。師範大学では教員養成を目的とするように見え、大学の本旨に副わないから、教育大学とすべきだという意見を持している。若溪側がなぜ師範大学説を強硬に主張するかというと、師範大学なら自分たちもこれに介入することができるが、教育大学では置き去りにされるのであろうとおそれたのである。文部省もこの点を考慮して東京文理科大学という名称で発足することになった。いよいよ発足することになると、学長が問題になった。経歴から見て、嘉納先生が初代学長の任に就くのが当然であるの

に、先生は教育調査会議で二か年の研究科設置に同意されながら、周囲の状勢から見て、心ならずも昇格運動の先頭に立たれることになった。平田総裁はこれを見て激怒し、「嘉納は笑にけしからん男だ。研究科の設置をもって満足して置きながら昇格運動の先頭に立つとは何事だ」といわれたということである。文部省も嘉納先生を初代学長に推すわけにいかないので、三宅高師教頭を学長に任じ、嘉納先生は高師校長を辞職され、昇格問題もこれでようやく解決したのである。

つぎに、大正三年修業年限短縮を目標として臨時教育調査会を設置されたが、当時わが国における大学卒業年齢の平均が二十五歳余で、欧米に比して二三年遅れている。働き盛りの若人を大事な時期に学窓に留めておくことは、国家として経済上の損失きわめて大なるものである。ゆえに、幾分なりとも修業年限を短縮すべきであるという世論をいれて、文部省が調査会を設置し、加藤(弘之)男爵を会長に、九鬼隆一・江木千之・山川健次郎・岡田良平・沢柳政太郎・江原素六・嘉納治五郎等の教育界のエキスパートを集めてその調査を進められた。しかるに、現在よりも、学力の低下を招くことなくして、その修業年限を短縮することは、一か年はおろか、六か月も絶対不可能であるという結論に到達したが、ただしわが国語・国字を整理して簡素化することができれば一か年以上の短縮も可能であることが認められたので、大正二年六月行政整理により廃止された国語調査の機関を復活して、国語・国字の整理を進められたいという建議案を九鬼主査委員長から総会に提出された。その建議案の要旨を挙げて見ると、

一　我が言語文字を簡明にして、実際に適切なるよう整理軽減するため、調査機関を設立する事

二　相当の方法を以て、我が言語文字の一般標準となるべき国定字典を編成する事

三　法令公文書等の字句を大に平易簡明ならしむる事

四　特殊のものを例外とし、一般の新聞雑誌書籍等の言語文字を限定する事

五　小学校教育の言語文字を現在よりも節減整理して簡易ならしむる事

というのであった。そのとき、江木千之翁がやおら立ち上がって、「その御趣旨はまことに結構である。ただこれを実行に移すことはなかなか容易なる業でない と思われるが、できるという御自信があるか」と聞いただすと、九鬼委員長は怒髪冠をつく勢で江木委員に向い「できるからやるんじゃないか」と大カツされた。さすがの江木翁も二の句がつげず、そのまゝ、復席された。一体江木翁は一旦言い出したことは、あくまでガン張り、一言の反対にあってそのままおとなしく引っ込む人でないが、経歴上自分よりはるか上の人に対しては、あまり争われなかった。これはながく官僚畑できたえられた習性によるものであろう。

文部省は以上の建議案を受け取るとまもなく、貴衆両院からも同様な建議案が提出され、世論もまたこれを希望することが明らかになったので、大正五年四月「国語ノ調査ニ関スル事項」を普通学務局の職務章程に加え、わたしをその調査主任に命じて、その業務を開始したのである。

（未完）

文部時報、編集副委員長 福原義人氏の逝去

○文部省の調査普及局調査課長福原義人氏（文部時報編集副委員長）は去る十一月八日、急性肺炎のために急逝されました。ここに謹んで弔意を表します。

○氏は熊本県出身、五高、京大を経て、昭和四年文部省に入り以来文部関係に奉職すること二十二年、ことし二月、調査課長に就任、同時に文部時報編集副委員長として本誌のため、その内容の充実と発展について、適切な企画と細心の配慮とをもっていろ〳〵と尽力してまいられのですが、春以来健康がすぐれず、かねてから入院加療中のところ、余病によって急逝されたのであります。

○文部行政方面についての氏の手腕と功績、その将来への期待についてはいまさらこゝに記するまでもなく、その急逝は各方面からその人柄とともに深く痛惜されているところです。

○あたかもきょう（十二日）、氏の葬儀の当日にこの記事を書くのはまことに悲しみの限りですが、急逝のしらせをうけたときは、その事のあまりにも突発的でありましたために、悲しみよりもむしろ驚きがさきに立ち、信じ切れぬ心持のまゝにお通夜をすごした次第でありました。

○本日の葬儀には天野文部大臣も列席され、親しく弔辞を朗読され、生前関係の深かった各方面の方々や次官以下本省局課長等列席して、悲しみのうちにも厳粛にとり行われました。前日の秋晴れにひきかえ、はだ寒くどんよりとくもった日でありましたが、予定どおり無事葬儀は終りました。

○簡単に記して弔意に代える次第です。（十一月十二日、上野記）

編集後記

○六三論議といゝ学校給食といい、又教科内容の問題といい、ジャーナリズムがとり上げた問題はいちおう省いて、着実に実績のあったものについて記述していただきました。

○それにしても、文教問題を全面的にとり上げることのできなかったのはごらんのとおりで、たとえば桑港の国宝展の記述などの文化学術方面の記事や、大学の問題、学生の問題など、世上のみならず教育者に深い関心をよぶ問題には手がまわりかね、何となく歯のぬけたような感じですが、こゝに掲載し得た記事については充実した内容をよんでいただくことができるものと思います。

○校舎の色彩について木村俊夫氏からこくめいの論稿をいただきましたことを感謝いたします。少しでもこういう方面に教育関係者の注意と関心の向けられることは望ましいことと思います。

MEJ3828
文部時報 十二月号
第八百九十二号
（定価六十五円 送費四円）
昭和二十六年十二月五日印刷
昭和二十六年十二月十日発行
東京都千代田区麹町三の四
編集者 文部省調査普及局
東京都中央区銀座西七の一
発行者 株式会社帝国地方行政学会 代表者 大谷 保
東京都立川市曙町三の五五
印刷者 株式会社行政学会印刷所 代表者 藤本 外次
東京都中央区銀座西七の一
発行所 株式会社帝国地方行政学会 振替東京一〇、〇〇〇

購読料
誌代 一か年 七百八拾円
送費 〃 四十八円
計 八百二十八円
ただし増大号の場合は別に代金を申しうけます。なお申し込みは直接発行所にお願いいたします。

文部時報

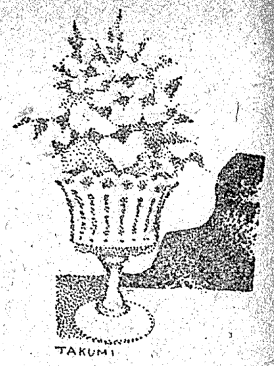

第894号

1952年2月号

アンケート

政令改正諮問委員会の

教育制度の改革に関する答申をめぐって…各　界……2

地方教育行政単位……天　城　　勲……48

沖縄教育の印象……牛　島　義　友……42

◇日本人の幸福な顔◇……釘　本　久　春……54

行動によって学ぶ未来の市民たち……ウイリアム・エフ・ラッセル……66

Television と教育—各国の動き— ……赤　城　正　武……32

文部省生活五十年の思い出 Ⅲ ……保　科　孝　一……59

教育映画等審査月報No. 2……76

教育関係論文(雑誌掲載)目録2……86

文部時報昭和26年総目録……91

文部省重要通達事項一覧表……95

編集後記……96

政令改正諮問委員会の教育制度の改革に関する答申(参考資料)……70

≪表　紙……イギリスの子供・表紙の2……戦後イギリス農村の教育点描≫

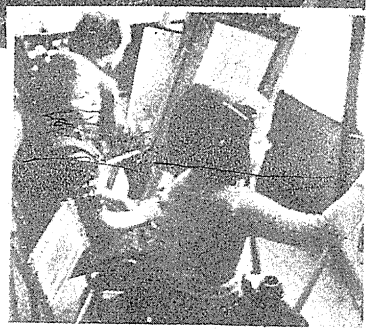

戦後イギリス農村の学校点描

戦後の**イギリス**は,教育の制度，内容，方法など，教育の全分野にわたって改革がすゝめられているが，なかで内容，方法については進歩主義が取入れられ，児童生徒は教科書や時間などに拘束されないで，まったく各自の興味や能力に応じて楽しい学習をつゞけている。

《写真》1…通学は**スクール・バス**で。

2…絵をかくことのすきなこども。

3…自分たちの作品は教室を美しくしている。

4…すべての生徒はそれぞれの方法で自発的な学習を行っている。

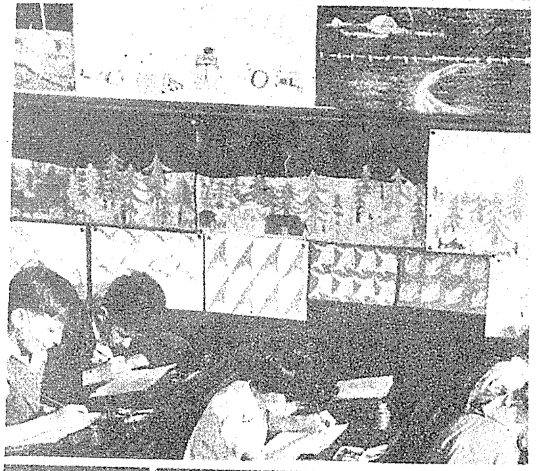

表紙の写真

子供は冒険がすきで，木があればすぐに登りたがる。この写真は**ロンドン**の，爆撃をうけた建物のそばの空地で，子供が木登りをして遊んでいるところ。おとなもいっしょに遊んでいるので危険はない。金網で道路とは断されたこの空地はいつも子供たちの楽しい遊び場です。

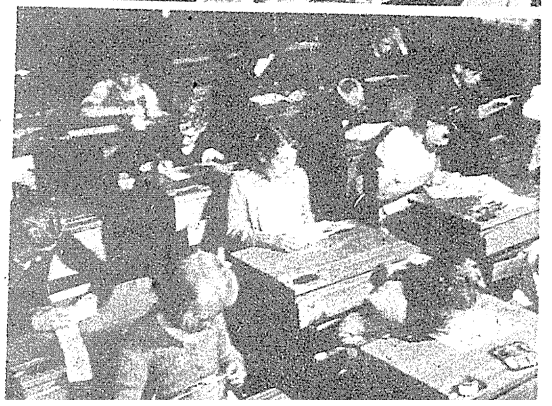

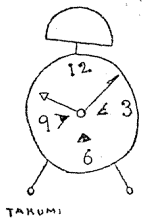

文部省生活五十年の思い出 Ⅲ

保科孝一

◇……十三……◇

官庁の事務はすべて先例によって統制される。たとえ難関に突き当っても、それが先例に従って取扱われたものなら、事務上の過失にはならない。すべての問題は「先例があります」「そうした先例がありません」の二原則によって解決される。であるから、長年その官庁に勤務している属官が、その先例をよく飲み込んでいるので、おおいに幅をきかせる。課長や局長がなにか命じても、それは先例がありませんで、はねつけられることがしばしばあった。文書の形式や用字・用語にも、一定の作法があって、それがそれぞれ各官庁ごとに特徴がある。たとえば、大学の新卒が文部省に就職すると、まずそれらの先例をいちはやく飲み込まなければならない。むかし、普通学務局に小倉という属官がいて、先例の生き字引のような人であったが、新卒の人人は、この人にずいぶんきびしく鍛えられたものである。就職したての法学士に、文部省から内務省へ、この事件についての照会状を起草してくれと命ずる。やがて草案をさし出すと、「なんだ、こんな照会状がやれるかい。これはまるで君がおやじに金をねだるときの手紙そっくりではないか。官庁には官庁の威厳もあり格式もある。それを心に入れて、もう一度書き直して来たまえ」と突っ返す。また書き直すと、まだ欠点だらけであるから、そこはこう直せ、そこは用字用語を改めろと指導されて、ようやくでき上る。こうして依命通牒の文書などが、小倉属の手を借りずに書き上げうるまでには、およそ六か月はかかるといわれていた。そのほか「依」「因」「由」「拠」の公用文における用法を、一とおり飲み込むまでには、なかなか容易でない。学校ではそういう教育は受けていないのだから、就職後、多年その事務に鍛練の属官に、いちいち教えを受けなければならない。文部省には、会計課に佐原茂一、文書課に宮下釟太郎、

図書局に土舘長言というような、文部省はえ抜き老属官がいて、すこぶる幅をきかせ、課長や局長でも、まずその意見をきかなければならなかった。これも要するに、先例尊重の官庁作法に支配されたものである。

また次官や局課長は、部下の訓練にはつねにふかく意を用いられていた。文部省を一団としてつよく引きしめ、局課長のかってな行動はふかく戒められており局課長もまた訓練されていて、部下をよく統率し、他から揚げ足を取られて文部省の体面を損しないようにつねに細心の注意がなされていた。

◇……十四……◇

福原(鐐二郎氏)次官が学習院長に就任されたとき(大正十一年)、これまで、学習院の付属小学校で使用している国語読本に、「おとうさん」「おかあさん」ということばが用いられていた。父母について、世間には「おとっつぁん」「おっかさん」と「おとうさま」「おかあさま」と「おとうさん」「おかあさん」と三とおりの呼称が行なわれているが、「おとっつぁん」「おっかさん」は、中以下の社会で用いられるもので、野卑な感じがするし、「おとうさま」「おかあさま」は中以上の社会で用いられるので、貴族的な感じを与える。「おとうさん」「おかあさん」は、その中間に位するのであるから、国語政策上これによるのが適正であるという観点から、国定教科書には、これを採用されたのである。しかるに、学習院の小学校に在学する児童の家庭では、いずれも「おとうさま」「おかあさま」を用いているので、家庭からの苦情があったから、「おとうさん」「おかあさん」のところへ「おとうさま」「おかあさま」と張り紙をして教えてきたのである。福原院長はこの教科書は政府において編成し、全国一帯に採用されているものである。しかるに、これによらずして、学習院独自の教育を施すことは、一般国民からかけ離れたものであり、むしろ学習院の体面を損することになるという見地から、その張り紙をやめて、「おとうさん」「おかあさん」で通すことに改められた。これに対して学習院の父兄側からはげしい非難が起ったが、かねて体面を重んずることにふかく留意している院長は敢然としてこれを退け、国民一般と同様にという態度で進まれた。これは福原院長の終始一貫した強固な精神によって、はじめてなし遂げられたものである。

福原氏はその後東北大学総長に就任されたが、当時東北大学は、創立後間もないので機構も設備もいまだに充実していないのを見て、まずこれを充実すべきであると考えられた。それには相当な予算を取らなければならないが、これはもとより容易なことでないけれども、とにかく是が非でもなし遂げようと決心され、その予算を携え、まっさきに、文部省会計課の予算係の席に行って、予算の設計書を並べていねいに説明された。なにしろさきごろまで文部次官として自分たちの容易に近寄ることもできなかった方が、わざわざ自分の席に来て、ていねいに説明されるのであるから、おおいに恐縮し、一言も聞きもらすまいと緊張して、「よく分りましたから、できるだけうまくやります」という。それから予算係長の席に行って、同じような態度で説明し、つぎに、会計課長へ、専門学務局長へ、次官へ、大臣へという順序で、説明して了解を求め、

建築上の事は建築課長と懇談したことはもちろんであるが、それでもなお不安な場合には、大蔵省の予算課長と主計局長に渡りをつけた。これだけの手段を尽してはじめて予算を獲得することができたので、東北大学がようやく大学らしくなったのである。

◇……十五……◇

長い間文部省の上局は、本省生え抜きの人で占められていたから、その伝統と性格を厳守してよく統一し、文部省の内部的動揺もなく、他に対して体面を損するような不手ぎわもなく、至極平穏に過ごしてきた。ところが、満洲事変以後、だんだん民心の動揺をきたし、軍部の勢力が盛り上がるにしたがって、その威圧が各方面に波及した。荒木陸軍大将が文相となり、省内の人事も動揺し、性格も伝統も崩壊しはじめた。その第一は陸軍省から二名の大佐が監視員として本省に勤務し、事大小となく省務に干渉する。よく理解して意見を述べるなら、まだ筋道が立つが、なにも分らないで、かってな熱をはく。まことに始末におえない話であった。

荒木文相のときのことであったが、一つの大きな事件がもち上がった。それは大学総長会議で、総長は学内の選挙によって任命するようにしようと決議した。これは大学における多年の懸案で、学内の意にそわない人を、文部大臣がかってに選定して任命されたのでは、まことに困るから、学内の選挙により、もっとも人望のある人を総長に迎えようという趣旨によるものである。ところが、軍部出身の荒木文相としては、大学総長や教授の任免権は、大臣が持つのが当然で、これを失っては、大学を統督する上から見ても、不都合であるというので、総長会議の決議を容易に受け入れようとされない。そこで、山川専門学務局長がその間に立って調停に努められた。その苦心はまことに同情に堪えないものがあった。その間ずいぶん面倒ないきさつもあったが、双方幾分ずつ歩みよって、妥協が成立った。それが現行の制度であるが、大学総長との妥協に努力された山川局長に対し、大臣が不満の色を示されたので、局長は他に転任の話もあったが、断然意を決して辞職された。これがもし文部省生えぬきの大臣や次官であったら、もっとじょうずに事を解決されたに相違ない。

河原田文相の下に大村次官が就任されたが、このとき近藤図書局長が国語審議会を図書局に吸収しよう、すなわち審議会令第一条にうたわれている事業を図書局でやろうという案を立てられたことがあった。しかし、審議会の事業は、第一条にうたってあるとおりで、かような調査事業は行政官庁ではなしえないという建前で、審議会が設定されたのである。この趣旨を無視してかような案が立てられたのだが、この案は実行されなかった。

つぎに、国語審議会がかねて調査審議中の標準漢字表が、昭和十七年六月にでき上った。さきに大正十二年六月臨時国語調査会で発表した常用漢字表は一千九百六十字であったが、その後昭和六年五月に修正して一千八百五十八字に改めた。昭和九年十二月臨時国語調査会を廃止して、諸問機関の国語審議会が設けられ、四か条の諸問事項が与えられた。審議会はまず漢字の調査に関する事項から、審議に着手することに

したが、滿洲事変から日華事変と相次いで突発するに及んで、右翼の運動が急速に活発化し、漢字の制限とかなづかいの改定に対する猛烈な反対運動が起って来たので、これと正面衝突を避けるため、昭和十七年六月に発表した標準漢字表は、従来とはすこしく模様を変えて、常用漢字・準常用漢字・特別漢字の三段階に分け、常用漢字一千百三十四字は、日常の社会生活において、もっとも普通に用いられるもの、準常用漢字一千三百二十字は、使用度数の幾分少ないもの、特別漢字七十四字は、特別の場合まれに用いられるものとしたのである。これによると、漢字の制限が幾分緩和されたので、右翼の反対をやわらげることができるであろうと考えた。ところが、文部省が右翼の動きに大きな脅威を感じ、国語審議会とは別に、文部省独自の立場で、標準漢字表を作成した。これは昭和十七年十二月にでき上ったが、漢字の制限を根本からくつがえして、二千六百余字として、これを義務教育における漢字習得の基準を示したものと表示した。文部省はこれまで漢字教育はできるだけ制限するという立場から、義務教育期間中、国語読本に提出する漢字は、およそ一千三百六十余字に止め、大正末期から実施してきたものを、一朝にしてこれをくつがえし、二千六百余字をその基準とすると改めたのである。しかも、かかる大問題を省議にもはからず、局長独断でやったものだが、かような暴断をやったのは文部省としては珍しいことである。この標準漢字表は印刷物ができたばかりで、ひろく世に発表もされずに葬られてしまったが、これだけのものを印刷する労力と費用も決して過小なものでないのに、そのまま捨てられてしまったのである。図書局長が南会長を訪問して、文部省が別に標準漢字表を作成した趣意を説明されたとき、会長はこれが実施について、われわれに協力してくれというのか、協力してくれなくともよいというのかとただされたところ、局長は別に御協力を願うつもりはないと答えられたので、会長は色はなし、それではなにもきみと話をする必要はないと、席を立たれてしまった。わたしもその席にいて、常識から見て、局長の態度がまことに遺憾に思われたのであった。

滿洲事変・日華事変の突発以来、実戦の経験にかんがみ、軍部は漢字の制限とかなづかいの改定の必要を切実に感じてきた。というのは、動員が数百万の多きに達するようになったので、教育の水準が小学四年程度に低下した。ところが、各兵器の部分品が、四千以上もあって、その名称はいずれもむずかしい漢語からできている。これをひとおおり記憶させることは容易でない。その部分品はカードに取って五十音順に並べてあるが、その名称が字音かなずかいによるものが多いので、小学校四年程度の学力では、その取扱がほとんど不可能である。第一線における大砲のある部分品が破壊した場合、後方に部分品のストックがあるから、兵士を取りにやろうとしても、その名称がむずかしいので、途中で忘れたり、あやまったりするので、間に合わないことが多い。第一線では、一門の大砲が勝敗を決するような場合もあるが、部分品が間に合わないので、不便不利を感じたことがたびたびある。また、かなづかいがむずかしいので、カードを繰って部分品の在否をたしかめることができないこともしばし

ばある。こういう経験から軍部では、漢字を六百字くらいに制限すると同時に、かなづかいを発音どおりに改める必要を痛感し、昭和十五年十二月依命通牒により「兵器名称及用語ノ簡易化ニ関スル規程」を発布し、兵器の名称および用語に用いる漢字を一級と二級とに区分し、一級漢字を九百五十九字、二級漢字を二百七十六字とした。一般原則としては、一級漢字で間に合わせ、当分やむを得ないものに限り、二級漢字を用いることに定め、かなづかいも発音どおりとすることとして通達された。その後漢字の制限とかなづかいの改定はそれを徹底するよう熱心に努力され、国語協会と協力してしばしば講演会も開催された。また宣伝のためには、映画がすこぶる効果的であることを認め、国語協会が出資し、陸兵器局長および局員と協力して一本のフィルムができ上った。これを公開するには、文部省の認可を得なければならないので、早速認可の申請をしたが、文部省のこれを取扱う課長が、内務省警保局の意向や右翼の脅威におそれをなし、これを握ったままで認可の申請を取り運ばない。南会長からたびたび催促されたが一向らちがあかなかった。かように一課長が独断で握りつぶし、局長もあずかり知らないというようなことは、昭和十年ごろまでの文部省には、まったく見られなかったことで、つまり綱紀がゆるみ、相互の連絡も統一も厳守されなくなってきた結果にほかならない。

◇……十六……◇

田中文相が昭和六年五月常用漢字表一千九百六十字を修正して、一千八百五十八字に改められた。修正の動機は、金子枢密顧問官から、常用漢字表中に教育勅語における漢字中、常用漢字表に漏れているのが二十三字あるから、これを加えようと熱心に要望されたので、これをいれるとともに、時勢の変転により、常用漢字中すでに不用になっているものもあり、またあらたに加える必要を生じたものもあるから、これを考慮して修正しようとされたのである。もっとも、金子伯がこれを要望されたのは、いまに始ったのではなく、これまで歴代の大臣に要求されてきたのだが、常用漢字は日常の社会生活にひろく用いられているものを選定したのである。教育勅語中常用漢字表へあらたに加えようと要望される二十三字は、いずれも特殊なもので、われわれの日常生活には縁遠い文字であるといって断ってきた。ところが、金子伯は教育勅語こそわれわれが日夕拝読して、これを身に体すべきであると主張されるので、田中文相はこの主張をいれて修正されたのである。金子伯は非常にこれを喜び、田中文相に対し、「きみはこれまでの大臣のなしえなかったことをやってくれてまことにありがとう。なお、きみの人物にふかく敬服する。」とお世辞をいわれたそうで、田中文相も大いに気をよくしてわたくしに話された。

つぎに、わが国におけるローマ字のつづり方に標準式（俗にいうヘボン式）と日本式が相対立し、それがために、しばしば混雑や誤解をひき起し、不便極りないのであるから、至急これを統一してもらいたいという要望が、各方面から文部省にさし出された。大臣もこれはもっともな要望であると考えられたが、なにしろ長い間両派が相対立して争ってきたもので、これを統一することが容易でない。大臣もその処置に困

って、わたしになにか名案がなかろうかというお話があった。その統一は容易なことでないと思うが、両派の長老を呼んで円卓会議を催して見たらどうかとお答したところ、「それはよかろう。一つやって見ようか」ということで、標準式から鎌田栄吉・桜井錠二、日本式から田中館愛橘、中立派の阪谷芳郎・喜納治五郎の諸氏を招ぎ、これに大臣次官とわたしが加わって、官邸で円卓会議を開いた。種々話し合った結果、一つ調査機関を設けて、解決の道を見いだそうではないかということに話がまとまり、その結果、昭和五年十一月二十五日臨時ローマ字調査会官制が公布された。会長は文部大臣、委員は内閣書記官長・法制局長官をはじめ、各省次官、専門の学者およびローマ字に深い関心を有する人々等三十五名から成り、大がかりな研究調査が進められた。その調査については、両式の代表を中心とした主査委員会を設けて、慎重に研究調査が進められたが、毎週一回開かれた主査委員会における両式代表の熱烈な討議はしばしば物すごい光景を呈し、ややもすると、興奮してなぐりあわんばかりに熱狂するので、これをしずめるのに、えらい苦労をしたものである。昭和五年十一月に発足して、結論をえたのが同十一年六月で、その間会長たる文部大臣は、田中隆三・鳩山一郎・斎藤実・松田源治・川崎卓吉・潮恵之輔・平生釟三郎と七代かわっている。主査委員会も第一・第二・第三と三たび組織がえされている。日本式の代表者はいろいろな角度から慎重に科学的な研究を進めて標準式に立ち向うのに、標準式では、これにこたえるだけの資料が、いつも不十分であるために、だんだん押され気味になり、旗色が悪くなってきた。桜井錠二博士が非常にあせり出し、かような結果になってきたのは、幹事長たる芝田図書局長と幹事たるわたくしがその間に処して、周旋その宜しきをえないためであるから、この両人を文部省から追い出せと、大臣にせまられた。もとより、かようなばかげた要求は問題にならない。川崎文相などは、これを一笑に付し、わたしになにも心配することはないよと慰められ、松田文相は食堂でわたくしの肩をたたき、「桜井がきょうも枢密院ではやく追い出せとしつこく言っていたよ。まったくどうかしているね」と笑っておられた。ローマ字問題は幾多の起伏曲折を経て、曲りなりにもまとまったのが訓令式であった。ところが、臨時ローマ字調査会は、標準式と日本式を統一することを使命として設けられたものであるのに、実際はもう一つ訓令式を加え、三式並び行われるという、まことに奇妙な現象を呈するようになった。いま文部省の国語審議会で研究審議中のローマ字問題は、標準式・日本式および訓令式の三式をいかに統一すべきかを目標としているが、従来からの経験から見れば、へたをすると、さらにもう一式加えて、四式並立の奇現象を呈する危険が多分にあるようである。

つぎに、田中文相について、もう一つ語るべきことがある。それは昭和六年国定教科書に、臨時国語調査会発表の改定かなづかい案を採用する方針を決し、まずこれを教科書調査委員会に諮問されたところ、満場一致で委員会を通過したので、さらにこれを文政審議会に諮問された。審議会も多数をもって通過することが明らかになったので、着々その準備が進められている中、

十二月に井上蔵相が暗殺され、浜口内閣が崩壊して、政友会内閣がこれに代った。これまで民政党と政友会が相対立し、それぞれ独自の政策をもって世に立ち、たがいに相手の政策を踏襲することは絶対になかった。当時は政争のはげしいときで、どの内閣も二年とは続かなかったから、多年にわたる継続事業の完成することは、なかなか困難であった。これはひとり中央においてばかりでなく、地方になると、一層はなはだしいものがあった。政友会内閣が成立すると、すぐ地方官の大更迭を行う。知事や部課長ばかりでなく、はなはだしきに至っては、小使まで一掃して、自党のものに取りかえてしまった例も、二三にしてとどまらなかった。であるから、政友会内閣としては民政党内閣の政策をそのまま踏襲するようなことは絶対にしない。どんなよい案でも、これを捨てて顧みないのであるから、その損失するところきわめて大きく、心あるものは、黙過することのできないものであった。田中文相の立案された改定かなづかいの教科書採用も、政友会内閣の鳩山文相は、予定のとおり、これを握りつぶして別に問題にされなかった。この改定かなづかいを、国定教科書に採用する文部省の方針が、世間に伝わると、国学院を中心とした右翼の団体が猛烈な反対運動を起し、ことにわたくしに対しては、国賊呼ばわりまでするものがあり、身辺に危険をさえ感ずるようになったので、警視庁がひそかに保護を加えたそうで、これはあとからきいた話であるが、当人はすこしも気づかなかった。わたしはこれをきき、いわゆる身を殺して仁をなすで、わたくしの身を殺して、児童の学習負担を軽減することができればまことに本望であると笑ったのであった。

思い出話もなお数々あるが、あまり長くなるから、これでひとまず打ち切ります。

（終）

◇訂　正◇

前号五十ページ上段九行から十行に「ユネスコ国内委員会もすでに結成されたときくが」とあるのは、原文「……やがて結成されると思うが……」の誤りにつき、筆者におわびかたがた、訂正いたします。（編集係）

文部省重要通達事項一覧表 （昭和26.11.16—同12.15）

大臣官房

（人事課）

文人総第 242	国立大学庶務課長会議開催について	11.22	人事課長	国立学校長・所轄機関長
〃 第 263	事務局長会議開催に当り庶務課長出席依頼について	12.13	〃	〃 〃
文人任第 244	文部省職員勤務評定実施細目について	11.27	〃	本省局課長 〃 〃
〃 第 246	文部省職員の勤務評定の実施について	11.29	〃	〃 〃 〃
〃 第 250	外国人教員の調査について	11. 3	〃	国公私立大学短期大学長
〃 第 256	年内に発令を要する人事異動上申について	12.10	〃	国立学校長・所轄機関長
〃 第 261	臨時筆生給与額の改正について	12.13	〃	本省局課長 〃
〃 第 237	臨時筆生採用規則の一部改正について	12. 5	〃	〃 国立学校長 〃
文人給第 248	給与簿制度の改正案の送付について	11.29	〃	〃 〃 〃
〃 第 204	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14條の規定に基く休職中の者の寒冷地手当及び石炭手当の支給について	11.28	次官	〃
〃 第 247	官署の調査について	11.29	人事課長	〃 〃
〃 第 251	昭和26年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律について	12. 1	〃	〃 〃 〃
〃 第 249	本年10月1日および昭和27年1月1日における昇給について	〃	〃	〃 〃 〃
文人適第 253	教職不適格者としての指定を解除された者のうちその住所を知ることができないものについて	12. 4	次官	知事・国公私立大学長

編集後記

○政令改正諮問委員会から答申された「教育制度の改革に関する答申」について、各方面から御意見をいただきました。回答数は大体二割程度です。

○こゝにかゝげたものが答申に対する意見のすべてを代表するとは思っておりませんが、この問題について自由に検討した一つの実例としてよんでいただければ幸と思っております。

○沖縄の教育事情は、われわれの知りたいものの一つでしたが牛島教授の印象記は詳細に具体的に実情の一端を伝えて下さっております。われわれをとりまく極東の事情の一つとして他の地域の問題とともに深い関心のもたれるところです。

○科学技術の進歩が、教育に与える影響はまことに急速なものがあり、すでにテレヴィジョンを教育に利用しようというこゝろみが行われている様子です。そこで世界各国の、この問題についての事情を、NHKの赤城氏の筆によって紹介していただきました。大方の御参考になれば幸です。

MEJS330

文部時報 二月号
第八百九十四号
（定価六十五円 送費 四円）

昭和二十七年二月五日印刷
昭和二十七年二月十日発行

著者兼発行者 文部省
東京都中央区銀座西七の一

発行者 株式会社 帝国地方行政学会 代表者 大谷 保
東京都中央区銀座西七の一

印刷所 株式会社 行政学会印刷所 代表者 藤本 外次
東京都立川市曙町三の五五

発行所 株式会社 帝国地方行政学会
振替東京一〇、〇〇〇番

購読料
誌代一か年 七百八拾円
送料 〃 四十八円
計 八百二十八円

たゞし増大号の場合は別に代金を申しうけます。なおお申しこみは直接発行所又は最寄り書店にお願いいたします。